32　［略］	
33　［略］	
34　［略］	
35　上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

［注１～６　略］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８・９　略］

様式第５（第５条第１項関係）

［略］

注

１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の３（第５条第２項第２号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の４（第５条第２項第３号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第５の５（第５条第２項第４号関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　略］

様式第７（第８条第１項、第９条第９項関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　略］

31　［同左］	
32　［同左］	
33　［同左］	
34　上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

［注１～６　同左］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８・９　同左］

様式第５（第５条第１項関係）

［同左］

注

１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の３（第５条第２項第２号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の４（第５条第２項第３号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第５の５（第５条第２項第４号関係）

［同左］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２・３　同左］

様式第７（第８条第１項、第９条第９項関係）

［略］

注１　変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

［２　同左］